

平成21年度 一般会計 予算見積 事業別概要書(当初)

款	9.教育費	事業名	2.事務局一般事務費	
項	1.教育総務費	細事業名	1.教育総務一般事務費	
目	2.事務局費	担当課・係	教育総務課	(執行課: 教育総務課)

予算分析	臨時経費	継続事業	単独事業	(単位:千円)								
	(歳入)	(歳出)	財源内訳									一般財源
要求額	0	389	要 求									389
決定額			決 定									

実施計画の内容	(実施計画における事業の概要)	施 策	まちづくりの推進に向けて / 市民協働によるまちづくり / 市民の地域活動への関心を高めるための啓発活動を行うと同										
	【教育計画の策定に関する業務】	施策体系コード	06-02-01-10-10			事業番号	218-1						
	平成23年度から始まる新たな(仮)『佐倉教育ビジョン』を作成します。	総事業費	1,221千円			事業期間	平成20年度～平成22年度						
		年度別事業費	20年度	21年度	22年度								
			0	389	832								
		(事業実施に関する根拠法令) 教育基本法											

< 事業に関する説明 >

(事業の説明) 「佐倉教育ビジョン」は、佐倉市の第3次総合計画に示されたまちづくり方針を推進するとともに、これからの佐倉の教育の目指すべき方向性を示すものとして、平成15年4月に作成した。計画期間が平成22年度までとなっていることから、新しい「佐倉教育ビジョン」を作成するため、来年度から市民公募委員も含めた策定委員会を立ち上げ、策定作業を進めていき、平成22年度中の完成を目指す。	(事業の目的) 新しい「佐倉教育ビジョン」を作成し、それに基づく各種施策を推進することにより、基本理念の目指すべき佐倉市民像の実現(佐倉市民の育成)を図る。	(事業の効果) 市民の声や時代の要請を反映した新しい「佐倉教育ビジョン」を作成し、それに基づいた各種施策や事業を実施することにより、市民が必要とする施策や事業の実現が可能となる。
(事業実施上の問題点) 「佐倉教育ビジョン」と並行して、教育ビジョンを実現するための事業計画として「佐倉教育ビジョン推進計画」を作成する予定であるが、教育ビジョンの内容が固まってからでないと作成することが難しいので、「推進計画」の完成が遅れる可能性がある。	(前年度からの見直し点) 特になし。	(見積についての特記事項) 平成18年に改正された教育基本法の第17条に「政府は『教育振興基本計画』を定めなければならない、地方公共団体はそれを参考にして教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」と定められた。 「佐倉教育ビジョン」は平成15年に佐倉市独自の計画として策定したが、今後は教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体が策定する計画として位置付ける。